

東庄町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の生活環境の向上を図るとともに、東庄町への定住の促進及び地域経済の活性化を図るため、町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行った者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することについて、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物で、東庄町内に所在する一戸建て住宅、又は併用住宅（自己の居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものであり、かつ、居住部分に限る。）をいう。
- (2) 定住 相当の期間居住する意思を持って居住し、当該住宅の所在地が東庄町の住民基本台帳に登録され、生活の本拠としていることをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の機能の維持及び向上のために行う住宅の修繕、増改築、模様替えその他の工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (4) 町内施工業者 東庄町内に、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を所有していること。
- (2) 対象住宅に現に居住しており、かつ、住民基本台帳に登録されている、又は第9条に規定する実績報告をする日までに、当該対象住宅に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されていること。

- (3) 補助金の交付後5年以上継続して、対象住宅を所有し定住すること。
- (4) 交付対象者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 対象となるリフォーム工事について、東庄町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けていない者であること。
- (6) この告示の規定による補助金の交付を過去に受け取ったことがない者であり、かつ、補助金の交付を受けていない住宅であること。

2 前項第5号の規定は、当該リフォーム工事以外の経費について、東庄町で実施する他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となるリフォーム工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内施工業者によるリフォーム工事であること。
- (2) 工事金額（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）が20万円以上のリフォーム工事であること。ただし、併用住宅に係るリフォーム工事については、自己の居住の用に供する部分を補助対象とし、店舗、事務所等との共用部分については床面積の割合で按分し、補助対象工事金額を算出する。
- (3) リフォーム工事に関わる全ての事項を年度の3月末日までに完了することができること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の10分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事を実施する前に、東庄町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が記載された住民票の写し
- (2) 世帯全員の市町村民税等に滞納がないことを証明する書類

- (3) 対象住宅に係る登記事項証明書又は当該対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) リフォーム工事前の対象住宅の状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事の見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (7) 建築基準法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあつては、確認済証の写し
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類については、同意書（様式第3号）を提出することにより、町長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査するとともに、必要に応じて現地調査をし、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東庄町住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請等）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係るリフォーム工事の内容等を変更し、又はリフォーム工事を中止しようとするときは、速やかに東庄町住宅リフォーム補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 変更後のリフォーム工事見積書の写し
- (2) 変更する箇所の写真
- (3) リフォーム工事の変更に関する図面等
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、東庄町住宅リフォーム補助金変更（中止）承認

通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 交付決定者は、対象住宅のリフォーム工事の完了後1月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日（土日祝日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに、東庄町住宅リフォーム補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） リフォーム工事に係る契約書又は請書の写し
- （2） リフォーム工事に係る領収書の写し
- （3） リフォーム工事中及び工事後の住宅状況を明らかにする写真
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査をし、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、東庄町住宅リフォーム補助金確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、東庄町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- （2） 自らの責めに帰すべき事情によりリフォーム工事を中止し、又は廃止したとき。
- （3） この告示に違反したとき。

(4) 補助金を交付した日から起算して、5年以内に対象住宅の所有者で無くなったとき、又は定住しなくなったとき。ただし、死亡やその他やむを得ない事情があると町長が認めた場合を除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、東庄町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の額の全部または一部を、期限を定めてその返還命令を東庄町住宅リフォーム補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、東庄町住宅リフォーム補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付要綱の廃止）

2 東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付要綱（平成29年東庄町告示第17号）は廃止する。